**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県原木保管等支援事業費補助金交付要綱第１条～第７条　（略）（補助金の変更の承認申請）第８条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに、別記第３号様式による変更（中止）承認申請書を知事に提出しなければならない。２　前項の変更（中止）等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。(１)　補助事業の中止又は廃止(２)　補助事業の実施箇所の変更(３)　補助対象経費の増加又は補助対象経費の20パーセントを超える減少第９条（略）（実績報告）　第10条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の３月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。２　第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。第11条～第17条　（略）附　則１　この要綱は、令和２年６月26日から施行する。２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条から第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則３　この要綱は、令和２年１１月５日から施行する。別表第１（略）別表第２（略）別表第３（略）様式　（略） | 高知県原木保管等支援事業費補助金交付要綱第１条～第７条　（略）（補助金の変更の承認申請）第８条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに、別記第３号様式による変更（中止）承認申請書を知事に提出しなければならない。２　前項の変更（中止）等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。(１)　補助事業の中止又は廃止(２)　補助事業の実施箇所の変更(３)　補助金額の増加又は30パーセント以上の補助金額の減少第９条（略）（実績報告）　第10条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の３月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。２　第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。第11条～第17条　（略）附　則１　この要綱は、令和２年６月26日から施行する。２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条から第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。別表第１（略）別表第２（略）別表第３（略）様式　（略） |